



ALL STARs | 建設業

事業賠償・費用総合保険

AIG 損保

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。



e約款

デジタル保険証券

この商品の約款はe約款です。
右記コードから、お客さまのスマートフォンやパソコン等でご覧ください。

ご契約の際に、デジタル保険証券か紙保険証券かをご選択いただけます*。
デジタル保険証券では、ウェブ上で証券を管理することが可能となります。
※ご契約内容により、ご選択いただけない場合もございます。



AIG損害保険株式会社

お問い合わせ・お申し込みは

TEL：03-6848-8500（大代表）

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

3A2-646(B-260072)26-07 50K(AC)

事業賠償・費用総合保険

2026.7版

2026年11月1日以降保険始期契約用

3つの特長

1

貴社の事業にかかる賠償リスクを幅広く補償します

貴社が事業活動を行うなかで、偶然発生した対人・対物事故から財物の損壊を伴わない使用不能によるリスクや業務に伴う権利侵害または不当行為によるリスクまで、幅広い賠償リスクを補償します。また、建設機械などの受託物や作業中の支給資材の損壊を基本補償に含めるとともに、オプション特約をセットすることにより、防災協定に基づく支援活動時の対人・対物事故に対する補償など貴社のニーズに合わせた補償を選択していただけます。

2

サイバーリスクの補償にも対応できます

ICT建機の普及など建設業界でもデジタル化が急激に進んでおり、サイバーリスクについて早急な対応が求められています。そこで情報漏洩による賠償責任に加え、デジタルフォレンジックに要した費用を含むサイバー攻撃の調査費用などについても補償をご用意しています。

3

解決援助サービスで、紛争の解決までお客さまをサポートします

万が一の事故が発生し、お客さまからご希望があり、被害者にご了解いただける場合に、できる限りスムーズに紛争が解決できるよう、お客さまをサポートさせていただきます。（事案の内容と性質に鑑みて、サービスをご提供できない場合もあります。）

CONTENTS

はじめに	01
基本となる補償	03
オプション特約	09
オプション特約（工事用物損害補償）	15
オプション特約（サイバーリスクの補償）	19
ご契約の方法	21
ご契約の条件等	22
用語のご説明	28

事業賠償・費用総合保険（ALL STARS）では、国内賠償、海外賠償、生産物品質補償などの様々なリスクに対する補償をご用意しています。このパンフレットでは建設業向けの国内賠償についてご説明します。海外賠償や生産物品質補償については、総合パンフレットをご覧ください。



法令(法令番号)とパンフレットにおける略称

このパンフレットで使用される法令(法令番号)とその略称は、以下のとおりとなります。

法令(法令番号)	略称	法令(法令番号)	略称
家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)	家畜伝染病予防法	大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)	大気汚染防止法
警備業法(昭和47年法律第117号)	警備業法	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)	道路運送車両法
建設業法(昭和24年法律第100号)	建設業法	道路運送法(昭和26年法律第183号)	道路運送法
災害対策基本法(昭和36年法律第223号)	災害対策基本法	道路交通安全法(昭和35年法律第105号)	道路交通安全法
振動規制法(昭和51年法律第64号)	振動規制法	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)	労働者派遣法

貴社のニーズに合わせて、補償をお選びいただけます。

1 | 国内賠償

基本補償

☒ P3 業務遂行・施設リスク 	☒ P5 生産物・完成作業リスク 	☒ P6 人格権・宣伝侵害リスク
--	---	---

オプション特約

☒ P9 対物超過費用補償増額 	☒ P9 工事遅延損害補償拡張 	☒ P9 重複保険不適用 	☒ P10 地盤崩壊危険補償 	☒ P10 塗料等飛散危険サブリミット 	☒ P11 生産物・仕事の目的物損壊補償
☒ P11 電子情報損壊補償 	☒ P11 シリンダー交換費用補償 	☒ P12 災害時応援協定等(B) 	☒ P12 アスベスト飛散事故補償 	☒ P13 使用者賠償責任補償 	☒ P13 個人被保険者用
☒ P13 ブランドイメージ回復費用補償 	☒ P14 専門家相談費用等補償 	☒ P14 被害事故対応費用補償 			

2 | 国内賠償 工事用物損害補償

オプション特約

☒ P15 工事用物損害補償 	☒ P16 復旧費等に関する変更 	☒ P17 工事用仮設備・機械器具補償 	☒ P17 メンテナンス期間中補償 	☒ P17 建売住宅等の保険責任終期 	☒ P18 事業用動産損害補償
---	---	--	--	---	--

3 | 国内賠償 サイバーリスクの補償

オプション特約

☒ P19 個人情報漏洩補償 	☒ P20 サイバー攻撃対応費用補償 	☒ P20 セキュリティ賠償責任補償 	☒ P20 企業情報漏洩賠償責任補償
---	---	---	---

はじめに

基本となる補償

オプション特約

オプション特約
（工事用物損害補償）

オプション特約
（サイバーリスクの補償）

ご契約の方法

ご契約の条件等

用語のご説明

基本となる補償

建設工事の遂行・施設の管理による対人・対物事故、財物の損壊を伴わない使用不能損害の補償

<業務遂行・施設リスク>

次のような対人・対物事故について、または財物の損壊を伴わない使用不能による逸失利益や事業の中断について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

- ① 貴社の仕事の遂行に起因する偶然な事故
- ② 貴社の所有・使用・管理する施設に起因する偶然な事故



ビル建設工事中、鉄材を落下させ、道路を歩いていた通行人を死亡させてしまった。



ビル設備改修工事中、スプリンクラーを破損させ、顧客の什器・備品に損害を与えてしまった。



ビル建設工事にクレーン車が倒れ、近隣の店舗に物的損害は与えなかったものの、営業を妨げて休業損失を発生させてしまった。

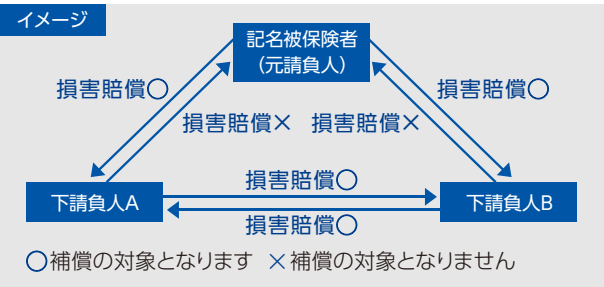
■お支払いする保険金

- 被害者に支払う損害賠償金
- 訴訟、仲裁、調停、和解等に対応するための争訟対応費用
- 緊急対応費用、被害者への見舞費用、被害者治療等費用など被害者対応に要する費用
- 汚染浄化費用、原因調査費用、協力費用などその他の事故対応に要する費用 など

◆被保険者相互間の賠償責任を補償します。

業務遂行・施設リスクの対物事故について、被保険者となっている「発注者と元請負人、下請負人の間」あるいは「下請負人相互間」の対物事故を補償します。

- 補償の対象とならない主な場合は次のとおりです。
 - ・貴社が所有・借用・保管する財物の損壊
 - ・貴社の仕事の目的物（建設中の建物等）の損壊 など



◆事業用作業車（構内専用車や建設用工作車など）に起因する損害も補償します。

次に掲げる間に発生した保険事故による損害について補償します。

- ① 工事場内、作業現場内、派遣・請負先事業所内または被保険者の事業所内にある間
- ② 次に掲げる間。ただし、公道においては、事業用作業車にナンバープレートの表示がある場合に限りです。
 - 自動車を継続的に停止させた状態で仕事を遂行している間
 - 仕事に付随する積み込みまたは荷卸しを行っている間
 - 除雪作業を行っている間

※自賠責保険・自動車保険等の上乗せ補償となります。



次の特約をセットすることにより、事業用作業車のうち構内専用車についての補償を対象外にすることができます。

構内専用車危険補償対象外特約

◆除雪作業による損害も補償します。

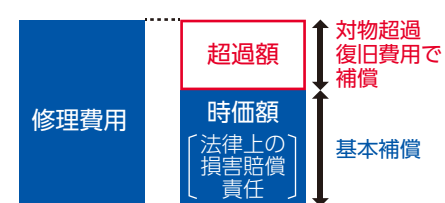
公道、私道およびその他施設での降雪に伴う除雪作業に起因する保険事故について補償します。ただし、ダンプカー等の運搬用自動車については、排除された雪の運搬等のために公道を走行している間^(注)を除きます。
(注) 停車または駐車している間を含みます。



◆対物超過復旧費用をお支払いします。

他人の財物の損壊について修理費用（財物を再取得するための費用を上限とします。）が財物の時価額を超えた場合のその超過額を補償します。ただし、損害賠償請求権者が損壊した財物を修理または再取得したことを弊社が確認できる場合に限りです。

支払限度額	被害者1名※につき30万円（1世帯につき30万円）、1事故につき300万円 ※被害者が法人である場合は、1法人とします。
-------	---



次の特約をセットすることにより、補償を拡大することができます。

対物超過費用補償増額特約

支払限度額を増額し、被害者1名につき50万円（1世帯につき50万円）、1事故につき500万円とします。

◆詳細は9ページ参照

！ 保険金をお支払いできない主な場合（国内賠償のすべての保険事故に共通）

- 地震、噴火、洪水、津波、高潮等の天災
- 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）等の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発がん性およびその他の有害な特性
- 環境汚染。ただし、汚染物質が不測かつ突発的に流出、溢出し、または漏出し、または排出された場合は、この規定を適用しません。
- 専門職業業務の遂行
- 他人との損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任
- 被保険者が直接的に関与または加担して、その父母、配偶者、子その他親族に対して与えた損害について負担する賠償責任 など

！ 保険金をお支払いできない主な場合（業務遂行・施設リスク）

保険金をお支払いできない主な場合（国内賠償のすべての保険事故に共通）のほか、次の場合

- 航空機・自動車^{※1}または施設外における船舶・車両・動物の所有、使用または管理
- ちり・ほこりまたは騒音
- 貴社の業務に従事中の者が被った身体の障害について負担する賠償責任
- 土地の掘削、地下または基礎に関する工事に伴って発生した土地の沈下・隆起・移動・振動・土砂崩れに起因する土地の工作物・収容物・植物・土地の損壊
- 次に掲げる財物の損壊について負担する賠償責任^{※2}
 - 貴社が借用または保管^{※3}する財物
 - 仕事に使用される機械、移動・運送用機器、器具その他道具類^{※4}または材料、資材、装置その他部品類
 - 仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分
- 他人の財物を紛失することまたは盗取・詐取されることに起因する財物の使用不能 など

※1 事業用作業車を除きます。（詳細は3ページ参照）

※2 一部、自動セットされる補償で補償されます。

※3 現実にはまたは実質的に占有する状態を含みます。

※4 被保険者が他の被保険者に対して賠償責任を負担する場合を除きます。

基本となる補償

引き渡した工事の目的物、製造・販売した資材等による 対人・対物事故、財物の損壊を伴わない使用不能損害の補償 ＜生産物・完成作業リスク＞

次のような対人・対物事故について、または財物の損壊を伴わない使用不能による逸失利益や事業の中断について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

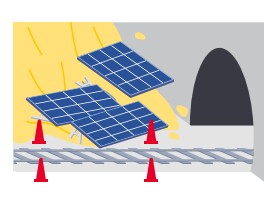
- ① 貴社が製造または販売した製品・商品（生産物）に起因する偶然な事故
- ② 貴社が行った仕事の結果に起因する偶然な事故



電気設備工事の絶縁ミスにより、工事引渡し後に火災が発生し、顧客事務所の一部と什器が焼けてしまった。



排水管の接続ミスにより、工事引渡し後に漏水が発生し、階下のゲームセンターに損害を与えてしまった。



太陽光パネル設置工事のパネル設置不良により、引渡し後に線路沿いの太陽光パネルが崩れ落ち、電車が一時運行見合わせとなった。

■お支払いする保険金

- 被害者に支払う損害賠償金
 - 訴訟、仲裁、調停、和解等に対応するための争訟対応費用
 - 緊急対応費用、被害者への見舞費用など被害者対応に要する費用
 - 汚染浄化費用、原因調査費用、協力費用などその他の事故対応に要する費用
- など

◆対物超過復旧費用をお支払いします。

他人の財物の損壊について修理費用（財物を再取得するための費用を上限とします。）が財物の時価額を超えた場合のその超過額を補償します。

ただし、損害賠償請求権者が損壊した財物を修理または再取得したことを弊社が確認できる場合に限りです。

※支払限度額等はP4をご参照ください。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合（生産物・完成作業リスク）

保険金をお支払いできない主な場合（国内賠償のすべての保険事故に共通）のほか、次の場合

- 回収措置を講じるために要した費用
 - 被保険者の故意または重大な過失により法令に違反して製造・販売した生産物、行った仕事の結果に起因する賠償責任
 - 生産物または仕事の結果の瑕疵に起因するその生産物または仕事の結果自体の損壊について負担する賠償責任
 - 生産物または仕事の結果の設計または開発上の欠陥により、生産物または仕事の結果が貴社の意図した効能または性能を発揮できなかったことに起因する賠償責任
 - 他人の財物を紛失することまたは盗取・詐取されることに起因する財物の使用不能
- など

業務に伴う人格権・宣伝侵害行為による リスクの補償 ＜人格権・宣伝侵害リスク＞

次のような人格権・宣伝侵害行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

- ① 不当な身体の拘束による他人の自由または名誉の侵害
- ② 口頭、文書等によって行われる他人のプライバシーの侵害または他人に対する誹謗・中傷
- ③ 広告宣伝による他人の著作権等の侵害



子供が隠れていることに気づかず、倉庫を施錠してしまい、翌日に閉じ込められた子供を発見した。



パンフレットで使用したイラストが著作権を侵害したとして訴えられた。

■お支払いする保険金

- 被害者に支払う損害賠償金
 - 訴訟、仲裁、調停、和解等に対応するための争訟対応費用
 - 緊急対応費用、被害者への見舞費用など被害者対応に要する費用
 - 協力費用などその他の事故対応に要する費用
- など

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合（人格権・宣伝侵害リスク）

保険金をお支払いできない主な場合（国内賠償のすべての保険事故に共通）のほか、次の場合

- 採用、雇用または解雇に関して行われた人格権・宣伝侵害行為
 - 最初の人格権・宣伝侵害行為が保険期間開始前に行われ、その後においても継続または反復して行われた人格権・宣伝侵害行為
 - 広告、放送、出版またはホームページ等の作成もしくは運営を業とする被保険者により、その業務の遂行として行われた人格権・宣伝侵害行為
 - 保険期間終了または解除もしくは解約後、1年以上経過した後に発見された人格権・宣伝侵害行為
- など

基本となる補償

自動セットされる補償

工事遅延損害補償

業務遂行・施設

工事場で行われる建設工事に起因して発生した対人・対物事故を直接の原因として、約定履行日の翌日から起算して6日以上工事遅延が生じた場合に、被保険者が工事請負契約に定めるその建設工事の履行遅滞に関する規定に基づき負担する損害を補償します。

※対象となる建設工事は、貴社が単独で元請負人となり、工事遅延原因事故の日から30日以内に約定履行日が到来する建設工事で、工事遅延原因事故の発生が工事遅延の直接の原因となったものに限ります。

支払限度額	1事故につき、次の算式によって算出した額。ただし、保険期間を通じて500万円を限度とします。 (工事請負代金額－出来形部分に 相応する請負代金額)×6% × 工事遅延原因事故による 遅延日数 = 算式による 責任限度額 365日
自己負担額	なし

保険金をお支払いできない主な場合

- 工事請負代金額、約定履行日、履行遅滞に関する規定等が定められた工事請負契約書のない建設工事
 - 履行不能または不完全履行となった建設工事
- など

次の特約をセットすることにより、補償を拡大することができます。

工事遅延損害補償拡張特約

火災、破裂、爆発による建設工事の目的物の損壊や労災事故の発生などが対象事故に追加されます。
◆詳細は9ページ参照

作業対象物損壊補償

業務遂行・施設

貴社の業務遂行中、工事場内または作業現場内における仕事の対象物のうち、直接作業が加えられていた部分(他人が所有するものに限ります。)に生じた損壊による賠償責任を補償します。

保険金をお支払いできない主な場合

- 作業によって通常避けることのできない変色、摩耗、縮み、品質劣化等
 - 通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工の拙劣または仕上不良等
- など

支払限度額	作業対象物損壊補償の支払限度額
自己負担額	業務遂行・施設リスクの自己負担額(対物)

次の特約をセットすることにより、補償を対象外にすることができます。

作業対象物損壊補償対象外特約



内装工事中、壁面のエアコンをはずそうとしたところ、誤ってエアコンを落下させてしまい、エアコン自体を壊してしまった。

受託物損害補償

業務遂行・施設

貴社が借用または保管(占有)する受託物の損壊、紛失または盗取・詐取による賠償責任を補償します。

支払限度額	1事故・保険期間中:100万円、500万円、1,000万円、2,000万円、3,000万円、5,000万円から選択 ※現金・貴重品:被害者1名(※1)につき5万円、1事故につき15万円、保険期間中につき上記で選択する金額か1,000万円のいずれか低い金額(※2) (※1)被害者が法人である場合は、1法人とします。 (※2)旅館業務における帳場保管の現金・貴重品は、被害者1名(※1)につき15万円、1事故・保険期間中につき上記で選択する金額か1,000万円のいずれか低い金額
自己負担額	業務遂行・施設リスクの自己負担額(対物)

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者または被保険者の代理人もしくは親族が行い、または加担した受託物の盗取・詐取
 - 受託物が貸主または寄託者に引き渡された日から30日を経過した後(事業用作業車および一時受託自動車は引き渡された後に発見された受託物の損壊または一部の紛失もしくは盗取・詐取
 - リース契約により借用する財物(建設受託物および警備・ビルメンテナンス受託物を除きます。)の損壊、紛失または盗取・詐取
 - 特定の請負契約に基づく建設工事等に使用するために借用する場合を除き、1年を超えて借用する建設受託物の損壊、紛失または盗取・詐取
 - 有償で運送または保管することのみを目的として受託する財物の損壊、紛失または盗取・詐取
 - 一時受託自動車の車内にある財物の損壊、紛失または盗取・詐取
- など

■ 事故例

夜間に工事現場の倉庫に保管していた元請負人から支給された資材が盗まれてしまった。

次の特約をセットすることにより、補償を対象外にすることができます。

受託物損害補償対象外特約

日本国外での保険事故一部補償

業務遂行・施設

生産物・完成作業

① 貴社が日本国外で一時的に行う商談等の営業業務の遂行に起因する対人・対物事故による賠償責任を補償します。

支払限度額	1事故・保険期間中1,000万円
自己負担額	業務遂行・施設リスクの自己負担額

② 日本国内に住所を有する者が貴社の製品・商品(生産物)を自己使用の目的をもって一時的に日本国外に持ち出している間に生じた対人・対物事故による賠償責任を補償します。

支払限度額	生産物・完成作業リスクの支払限度額
自己負担額	生産物・完成作業リスクの自己負担額



海外で商談中に、商談先の事務所の備品を破損してしまった。

オプション特約

貴社の事業形態やご要望に応じてオプション特約を選択していただけます。
セットすることができる基本となる補償は **業務遂行・施設** **生産物・完成作業** で表示しています。

業務遂行・施設 生産物・完成作業

対物超過費用補償増額特約

他人の財物の損壊について修理費用（財物を再取得するための費用を上限とします。）が財物の時価額を超えた場合のその超過額を補償します。
ただし、損害賠償請求権者が損壊した財物を修理または再取得したことを弊社が確認できる場合に限りです。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	被害者1名※につき50万円（1世帯につき50万円）、1事故につき500万円 ※被害者が法人である場合は、1法人とします。
自己負担額	なし

■ 事故例

建設業者が建物建築中に、誤って隣のビルの壁を損壊。時価額を上回る修理費を請求された。



業務遂行・施設

工事遅延損害補償拡張特約

工事遅延損害補償（7ページ）について、工事場で発生した対人・対物事故の他に、次の事故を直接の原因として発生した工事遅延による損害についても補償します。

- ①火災、破裂、爆発による建設工事の目的物の損壊
- ②労災事故（死亡または30日以上継続入院）

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故につき、工事請負契約書の履行遅滞に関する規定等により定められた額。保険期間中500万円
自己負担額	なし

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 工事請負代金額、約定履行日、履行遅滞に関する規定等が定められた工事請負契約書のない建設工事
 - 履行不能または不完全履行となった建設工事
 - 約定履行日の翌日から起算して遅延日数6日未満の工事遅延
- など

業務遂行・施設

重複保険不適用特約

仕事の遂行または仕事の遂行のために所有・使用・管理する施設により発生した対人・対物事故について、損害賠償請求の額が1事故につき1,000万円以下のときは、貴社が下請契約により仕事を行う場合の元請負人等が別途手配する保険契約との保険金の分担は行わず、この保険から優先して保険金を支払います。

※ただし、自賠責保険・自動車保険等を除きます。

■ 事故例

下請工事で自社が起こした事故について、元請負人の保険を使わずに自社の保険で対応した。

地盤崩壊危険補償特約

貴社が行う建設工事に伴い発生した次の事由による賠償責任を補償します。

- ①不測かつ突発的に発生した地盤崩壊※¹に起因する土地等の損壊※²
- ②地下水の増減によって生じた地盤崩壊※¹に起因する土地等の損壊※²

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中につき500万円、1,000万円、2,000万円、3,000万円から選択
自己負担額	1事故5万円

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 振動規制法に規定する特定建設作業に伴う土地の振動に起因する賠償責任
- 地下水の増減およびその利用に係る賠償責任
- 地盤崩壊による河川または堤防の滅失、破損または汚損に起因する賠償責任
- 被保険者が工事仕様書に定める災害防止措置を講じなかったことによって生じた地盤崩壊※¹に起因する賠償責任
- 保険期間終了後に発見された地盤崩壊※¹に起因する賠償責任
- シールド工法によらない工事の場合は、地盤崩壊※¹に起因して、掘削予定地域の外周線より掘削予定深度を水平に置き換えた距離内で生じた土地等の損壊※²に起因する賠償責任
- シールド工法による工事の場合は、地盤崩壊※¹に起因して、掘削予定地域内またはその上下の地域内で生じた土地等の損壊※²に起因する賠償責任
- 被保険者と発注者を同じくする他の請負業者※³が施工中の工事の目的物またはその所有、使用もしくは管理する土地等の損壊※²に起因する賠償責任

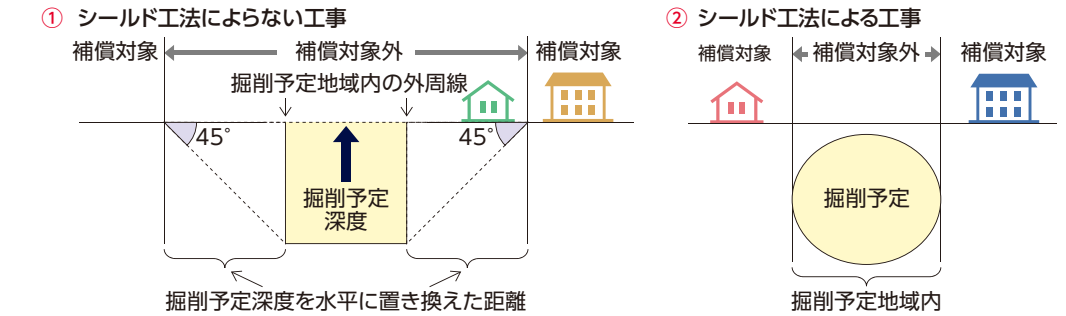
- ※¹ 土地の沈下、隆起、移動、振動、軟弱化または土砂崩れもしくは土砂の流出・流入をいいます。
- ※² 土地、土地の工作物（その基礎部分、収容物および付属物を含みます。）、植物の滅失、破損もしくは汚損または動物の死傷をいいます。
- ※³ その請負業者の下請負人を含みます。

■ 事故例

重機で土地の掘削作業を行っていたところ、地面が崩れ出し、脇にある建物が崩れた。



⚠ 補償対象／補償対象外となる範囲



塗料等飛散危険サブリミット特約

貴社の仕事の遂行に伴って発生した塗料その他の塗装用材料、鉄粉または防錆剤の飛散または拡散に起因する対物事故による損害については、次の支払限度額と自己負担額を適用します。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1請負工事ごとに100万円
自己負担額	1事故につき、業務遂行・施設リスクの自己負担額または10万円のいずれか高い額

オプション特約

貴社の事業形態やご要望に応じてオプション特約を選択していただけます。
セットすることができる基本となる補償は **業務遂行・施設** **生産物・完成作業** で表示しています。

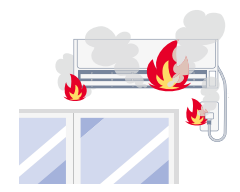
生産物・完成作業

生産物・仕事の目的物損壊補償特約

生産物・完成作業リスクに起因して対人・対物事故または財物の損壊を伴わない使用不能が発生した場合において、その生産物・仕事の目的物自体の損壊について負担する賠償責任を補償します。
※生産物・完成作業リスクで弊社が損害賠償金に対して保険金を支払った場合に限りです。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中500万円、1,000万円、2,000万円、3,000万円から選択
自己負担額	なし



■ 事故例

エアコン設置に伴う配線工事の施工ミスにより、引渡し後に火災が発生した。室内の壁面のほか、工事の目的物であるエアコンも損壊してしまった。

◆ 建設工事の場合の特則

貴社またはその下請負人が施工した工事の目的物に起因する偶然な事故により、他の者*が施工した工事部分に損壊が発生した場合は、対物事故が発生したものとみなします。

※次に掲げる者をいいます。
ア. 貴社が施工した工事の目的物に起因する偶然な事故については、その下請負人
イ. 貴社の下請負人が施工した工事の目的物に起因する偶然な事故については、貴社または貴社の他の下請負人

業務遂行・施設

生産物・完成作業

電子情報損壊補償特約

業務遂行・施設リスクまたは生産物・完成作業リスクに起因して他人の電子情報*1を破壊・消滅させた場合に、その電子情報の再作成費用*2に対する賠償責任を補償*3します。

※1 ホストコンピュータ、サーバ、ワークステーション、パーソナルコンピュータその他これらに類する情報機器の記憶媒体に記録されるプログラム、ソフトウェアおよびデータをいいます。
※2 破壊された、または消滅した電子情報を修復するため、または同種同等のものを再作成もしくは再取得するために現実に支出した費用をいいます。
※3 生産物・完成作業リスクに起因する場合は、その生産物または仕事の結果自体に損壊が発生した場合に限りです。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中500万円、1,000万円、2,000万円、3,000万円から選択
自己負担額	保険証券記載の自己負担額

■ 保険金をお支払いできない主な場合

● 被害者が事故の発生を証明できない電子情報の損壊

など

■ 事故例

内装工事中に誤って電気回線を切断してしまい、コンピュータのデータが壊れてしまった。



業務遂行・施設

シリンダー交換費用補償特約

建設工事、警備業務、ビルメンテナンス業務、派遣先業務または請負業務等の遂行に伴い、被保険者が発注者または請負先から借用する、または発注者もしくは請負先からの依頼により保管する、発注者もしくは請負先が所有、使用または管理する不動産の扉等の鍵*の紛失または盗取・詐取によるシリンダー交換費用に対する賠償責任を補償します。

※リモコンキー等を含みます。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中500万円、1,000万円、2,000万円、3,000万円から選択
自己負担額	業務遂行・施設リスクの自己負担額(対物)

■ 事故例

内装工事のために預かっていたマスターキーを紛失してしまい、扉の錠前のシリンダー交換費用を請求された。



災害時応援協定等に関する特約(B)-個別企業用

次の①から③の工事その他作業または業務に起因する損害である場合に限り、その工事その他作業または業務に関する協定、協約等を締結した記名被保険者の加盟する団体*1を被保険者に追加して補償します。
この特約では、地震、噴火、洪水、津波、高潮等の天災によって生じた損害も対象となります。

- ① 災害時応援協定*2に基づく工事その他作業
- ② 家畜伝染病予防法に基づく防疫に係る業務
- ③ 保険証券の特記事項欄または弊社所定の明細書に記載の協定、協約、約定、合意、取決め等に基づく業務

※1 その役員および従業員を含みます。
※2 災害対策基本法に基づき地方公共団体等が記名被保険者または記名被保険者の加盟する団体との間で締結した災害が発生した場合における人的・物的支援についての協力の確保に関する協定をいい、記名被保険者または記名被保険者の加盟する団体との間で災害時応援協定を締結している地方公共団体等が、他の地方公共団体等と相互応援協定を締結している場合には、その相互応援協定によるものを含みます。

■ 事故例

地震により倒壊した家屋のがれきを撤去していた際に、余震の影響で建設機械のアームが大きく揺れ、通行人や停車中の自動車に接触し、損害を与えてしまった。



業務遂行・施設

アスベスト飛散事故補償特約

業務遂行・施設リスクのうち、特定粉じん排出等作業の遂行に起因して、日本国内に所在する工事場内で不測かつ突発的に発生した次の①から③の事故により、石綿(アスベスト)が工事場外へ飛散*1した場合に、被保険者が負担する費用*2を補償します。

- ① 工事場内の集じん・排気装置の物理的損壊
- ② 工事場の隔離養生のために使用する隔離シートの物理的損壊または外来の事由により生じた隔離機能の不全
- ③ 特定粉じん排出等作業*3を行う対象の建築物その他の工作物の物理的損壊

※1 飛散した蓋然性が高い場合を含みます。
※2 石綿除去等費用、石綿損害拡大防止費用、石綿損害見舞費用、求償権保全費用をいいます。
※3 大気汚染防止法第2条(定義等)第11号に規定する作業をいいます。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中1,000万円 ※石綿損害見舞費用:被害者1名(※)につき10万円、1事故につき300万円 (※)被害者が法人である場合は、1法人とします。
自己負担額	業務遂行・施設リスクの自己負担額(対物) ※石綿損害見舞費用に対しては、自己負担額を適用しません。

■ 事故例



石綿除去作業中に作業員が誤って脚立を倒して隔離シートが破れてしまい、工事場外へ飛散した石綿が隣接する家屋に付着した。

など

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 特定粉じん排出等作業の完成または放棄の後の仕事の結果に起因する石綿の飛散
- 被保険者が、大気汚染防止法により罰則が適用される法令に違反して行った特定粉じん排出等作業*
- 上記に掲げる法令のほか、被保険者が、故意または重大な過失により特定粉じん排出等作業について定める法令に違反して行った特定粉じん排出等作業*

※法令に違反した者の区分に応じて、それぞれ次に掲げる者に対して適用します。
① 貴社またはその役員もしくは従業員が法令に違反した場合は、すべての被保険者
② 下請負人またはその役員もしくは従業員が法令に違反した場合は、その下請負人ならびにその役員および従業員
③ ①または②に規定する被保険者以外の被保険者が法令に違反した場合は、その法令に違反した被保険者

はじめに

基本となる補償

オプション特約

オプション特約
(工事用物損害補償)

オプション特約
(サイバーリスクの補償)

ご契約の方法

ご契約の条件等

用語のご説明

オプション特約

貴社の事業形態やご要望に応じてオプション特約を選択していただけます。
セットすることができる基本となる補償は **業務遂行・施設** **生産物・完成作業** で表示しています。

業務遂行・施設

✓

使用者賠償責任補償特約

貴社の従業員や下請負人の従業員の業務中の労災事故について負担する賠償責任を補償します。

※政府労災の給付が決定された場合に補償します。
※政府労災、自賠責保険、災害補償規定や法定外補償保険等により支払うべき金額がある場合は、その上乗せ補償となります。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1名・1事故・保険期間中につき5,000万円、1億円、3億円から選択
自己負担額	なし

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者、事業場責任者の故意
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 風土病や職業性疾病による身体の障害

など

工場で作業中、従業員が機械から落下した部品の下敷きになり死亡。遺族から損害賠償を請求された。

業務遂行・施設

✓

個人被保険者用特約

貴社が行う社会貢献活動※のボランティアまたは貴社の仕事を無報酬で手伝うボランティアを被保険者に含め、社会貢献活動中または仕事の手伝い中に発生させた対人・対物事故等により被保険者が賠償責任を負担することによる損害を補償します。

※一般市民とともにまたは一般市民を対象として行う環境保全、清掃美化、啓発、災害復旧の活動または地域の催事への参加等をいいます。

■ 事故例

貴社が行う森林保護活動において、参加者が誤って木を倒し、別の参加者にケガをさせてしまった。

業務遂行・施設

生産物・完成作業

✓

ブランドイメージ回復費用補償特約

対人・対物事故※が発生したことにより、貴社のブランドイメージが毀損(きそん)することを防止するために、または毀損(きそん)したブランドイメージを回復させるために、貴社が直接負担した次の費用に対して保険金をお支払いします。

※使用者賠償責任補償特約がセットされている場合は、その特約で補償される方の身体の障害を含みます。

①謝罪広告掲載費用 ④広告宣伝活動費用
②再発防止対策費用 ⑤インターネット投稿対応費用※
③マスメディア対応費用 ⑥コンサルティング費用

※保険事故に関して事実と異なることが他人によってウェブサイトまたはソーシャル・ネットワーキング・サービス上に掲載または投稿がなされた場合において、その掲載または投稿に対して行う調査、削除要請またはその他の適切な措置のために要した費用をいいます。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中1,000万円
自己負担額	なし

業務遂行・施設

生産物・完成作業

✓

専門家相談費用等補償特約

業務遂行・施設リスクまたは生産物・完成作業リスクに起因して、対人・対物事故が発生した場合に、貴社が負担する次の費用を補償します※。

①専門家相談費用
②弁護士等関連費用

※これらの保険金を支払った後に、その保険事故が国内事業総合賠償責任保険特別約款、使用者賠償責任補償特約およびこれらに付帯された他の特約において補償の対象となることが判明した場合は、支払われたその保険金については、特別約款、使用者賠償責任補償特約およびこれらに付帯された他の特約において支払われるべき保険金に充当します。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故につき100万円、保険期間中につき500万円
自己負担額	なし

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者^(注)の重過失による法令違反または犯罪行為

(注)被保険者が法人である場合は、その役員をいいます。

■ 事故例

貴社の施工している工事現場を通りかかって、上から落ちてきた資材でケガをしたと、通行人から連絡があった。その資材は使用していないはずだが、対応策について弁護士に相談した。

業務遂行・施設

✓

被害事故対応費用補償特約

日本国内で発生した貴社の対人被害事故または対物被害事故により、貴社が負担する次の費用を補償します。

①弁護士等関連費用 ③インターネット投稿対応に要する費用
②法律相談費用 ④信頼回復広告費用

◆対人被害事故とは

貴社、貴社の役員または従業員が業務上の事由により被った身体の障害をいいます。

◆対物被害事故とは

貴社が所有、使用または管理する業務用の財物(不動産を除きます)に生じた損壊または盗取・詐取をいいます。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中につき300万円
自己負担額	なし

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者^(注)または被保険者^(注)の指図による暴行または殴打による損害
- 被保険者^(注)が航空機、自動車または車両を運転中に発生した事故
- 被保険者^(注)が賠償義務者である場合
- 保険契約者、被保険者またはその役員が発信または提供した記名被保険者の情報の拡散による業務妨害等によって発生した損害。なお、役員にはその退職者を含みます。

など

(注)その役員および従業員を含みます。

13

はじめに

基本となる補償

オプション特約

オプション特約
(工事用物損害補償)

オプション特約
(サイバーリスクの補償)

ご契約の方法

ご契約の条件等

用語のご説明

14

オプション特約(工事用物損害補償)

工事用物損害補償特約

次の①または②に掲げる事故によって保険の対象に生じた損害を補償します。

- ① 工事現場内で保険の対象について生じた不測かつ突発的な事故
- ② 陸上輸送中に保険の対象^(注)について生じた不測かつ突発的な事故

(注) 工事用仮設建物およびこれに収容されている什器・備品を除きます。

■ 対象となる工事(対象工事)

貴社が日本国内で施工するビル、工場、住宅などの建物の建築工事、建物の内外装工事、電気・冷暖房・給排水等のビル付帯設備工事、鉄筋・鋼構造工事、各種機械器具設置工事などをいい土木工事および基礎・外構工事を含みます。ただし、はつり・解体工事を除きます。

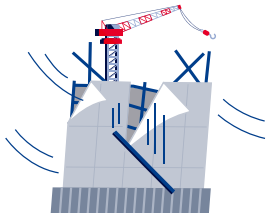
◆土木工事とは、次に掲げる工事をいいます。
ダム工事、道路工事(道路の維持・改修・復旧工事を含まず。)、舗装工事、道路標識・信号設置工事、鉄道工事、地下鉄工事、橋梁工事、さく井工事、水道施設工事、土地造成工事、埋立工事、干拓工事、港湾施設工事、護岸工事、しゅんせつ工事、上下水道工事、土工工事、コンクリート工事、造園工事、清掃施設工事

◆基礎・外構工事とは、土木工事、はつり・解体工事を除く地上の工作物の施工に付随する基礎工事およびその敷地の外構工事^(注)をいいます。
(注) 塀、フェンス、門扉・門柱、アプローチ、駐車場、庭・植栽等の建設工事をいいます。

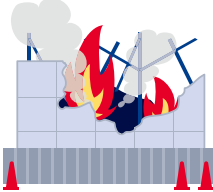
■ 保険の対象

- ① 工事の目的物
- ② 上記①に付随する仮工事(支保工、型枠工、支持枠工、足場工、土留工、防護工等)の目的物
- ③ ①または②の工事用仮設物(工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備)
- ④ 工事用仮設建物(工事のために仮設される現場事務所、宿舍、倉庫等)およびこれに収容されている什器・備品(家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具に限りです。)
- ⑤ 工事用材料および工事用仮設材

以下は保険の対象に含まれません。
● 工事用仮設備、工事用機械器具およびこれらの部品ならびに工具
● 航空機、船舶もしくは水上運搬用具または機関車、自動車その他車両
● 設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物
● 触媒、溶剤、冷媒、熱媒、ろ過剤、潤滑油その他これらに類する物
● 燃料その他これらに類する物



工事中の建物が暴風により壊れた。



火災により建築中の建物が焼失した。



陸上輸送中の交通事故で荷台に乗せていた資材が損壊した。

■ お支払いする保険金の種類・保険金額・自己負担額

保険金の種類	保険金額	自己負担額
損害保険金	1事故につき、対象工事の請負金額または5億円のいずれか低い金額限度(保険期間中、保険証券記載の工事用物損害補償特約の保険金額または5億円のいずれか高い金額限度) 対象工事の請負契約が土木工事を主体とする工事^(注1)の場合: ● 請負契約ごとに2,000万円限度。ただし1事故につき2,000万円限度 ● 保険期間中、10億円限度^(注2) (注1) 土木工事に係る工事費の割合が、その請負契約における全体の工事費の50%を超える工事をいいます。 (注2) 他の請負契約において弊社が支払う損害保険金の額と合算して、保険証券記載の工事用物損害補償特約の保険金額または5億円のいずれか高い金額限度 ※ 陸上輸送中は、1事故につき、対象工事の請負金額または100万円のいずれか低い額を限度 ※ 損害保険金のうち、特別費用は1事故30万円限度	1事故につき、5万円または10万円から選択
残存物取片づけ費用	損害保険金の6%限度	なし
臨時費用	損害保険金の20%(ただし、1事故100万円限度)	なし

次の特約をセットすることにより、土木工事の補償を対象外にすることができます。

土木工事補償対象外特約

対象となる工事(対象工事)から、土木工事を除きます。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合(共通事由)

- 保険契約者、被保険者、これらの者の法定代理人または工事現場責任者の故意、重大な過失または法令違反
- 風、雨、雪、ひょう、砂じんの吹込みまたはこれらの漏入。ただし、保険の対象または保険の対象を収容する建物の外壁、屋根、開口部等が不測かつ突発的な事故によって破損し、その破損部分から保険の対象または保険の対象を収容する建物の内部に吹込みまたは漏入することによって生じた損害を除きます。
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 損害発生後30日以内に知ることができなかった盗難の損害、残材調査の際に発見された紛失または不足の損害
- 工事用仮設材として使用される矢板・くい・H形鋼その他これらに類する物の打込み・引抜きの際に生じた曲損、破損または引抜き不能の損害 など

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合(土木工事および基礎・外構工事に関する事由)

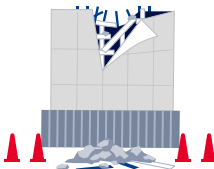
- 上記(共通事由)のほか、次に掲げる損害
- 掘削工事に伴う余掘りまたは肌落ちの損害
 - しゅんせつ部分に生じた埋没または隆起の損害
 - 捨石、被覆石、消波ブロックまたはこれらに類する物の洗掘、沈下または移動によって生じた損害 など
- 上記(共通事由)のほか、次に掲げる費用
- 土砂の圧密沈下のため追加して行った埋立、盛土または整地工事の費用
 - ケーソンの沈設位置の矯正に要する費用
 - シールド機械、推進管、セグメントその他これらに類する物の方向または位置の矯正に要する費用 など

復旧費等に関する変更特約

工事用物損害補償特約および工事用仮設備・機械器具補償特約の規定の一部を次のとおりに変更します。

- ① 工事用物損害補償特約の復旧費について、損害が生じた地および時における単価^(注1)^(注2)が請負金額の内訳書に記載された単価^(注1)を超える場合は、損害が生じた地および時における単価^(注1)^(注2)を基礎として算出するものとします。ただし、費目ごとに、請負金額の内訳書に記載された単価^(注1)の130%を限度とします。
(注1) 請負金額を構成する費目ごとの単価をいいます。
(注2) 物価上昇の影響および資材等の購入単位の違いによる増額分を加味した単価とします。

- ② 損害の額の算定にあたって、工事用仮設材、工事用仮設物、工事用仮設建物およびこれに収容されている什器・備品^(注)については、復旧による価額増加分を控除せずに損害の額を算定します。
(注) 工事用仮設備・機械器具補償特約がセットされている場合は、工事用仮設備、工事用機械器具およびこれらの部品を含みます。



※土木工事補償対象外特約、復旧費等に関する変更特約は、工事用物損害補償特約をセットした場合に選択していただけます。

オプション特約(工事用物損害補償)



工事用仮設備・機械器具補償特約

不測かつ突発的な事故により、工事現場内にある工事用仮設備・工事用機械器具に発生した損害を補償します。
※特別な約定がないかぎり、貴社がリースまたはレンタル契約により使用または管理する工事用仮設備・工事用機械器具を含めるものとします。
※建設用工作車については、車両登録、市区町村長による標識交付(臨時運行許可番号標、臨時運転番号標を除きます。)を受けていないものに限ります。

■ 保険金額・自己負担額

保険金額	保険期間中500万円限度
自己負担額	工事用物損害補償特約の自己負担額と同額(1事故5万円または10万円)

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- ブーム、キャタピラ・パケット等、刃・つめ・ブレード等、管球類、ワイヤー・タイヤ等の損害(火災・破裂・爆発等によって生じた場合または保険の対象本体と同時に損害が生じた場合を除きます。)
- 偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故によって生じた損害(これらの事故によって火災・破裂・爆発が発生した場合を除きます。)

など



■ 事故例

クレーンで吊り上げた鉄材を誤って落下させ、工事用コンプレッサーが大破した。



メンテナンス期間中補償特約

対象工事の請負契約に定めるメンテナンス期間中(引渡し後12か月限度かつ保険期間終了日までの期間とします。)に、不測かつ突発的な次の事故により発生した、引渡しの完了した保険の対象に生じた損害を補償します。

- ①請負契約に従って行う修補作業の拙劣・過失による事故
- ②工事期間中に工事現場で発生した作業の欠陥による事故

■ 保険金額・自己負担額

保険金額	工事用物損害補償特約の保険金額に同じ
自己負担額	1事故につき損害額の20%または50万円のいずれか高い額

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者が法律上または請負契約上、発注者に対して自己の費用で復旧すべき責めを負わない損害など

■ 事故例

通信設備工事の欠陥が原因で完成引渡し後のメンテナンス期間内にアンテナが落下し破損した。



建売住宅等の保険責任終期特約

貴社が自ら施工した新築住宅であって、販売目的のために自ら管理している住宅について、不測かつ突発的な事故により、購入者や販売業者等へ引き渡すまでの期間(工事完了後6か月限度かつ保険期間終了日までの期間とします。)に発生した損害を補償します。

※新築の一戸建て住宅のみが対象となり、長屋および共同住宅は対象外となります。
※この特約は、建築一式工事を行う事業者のみセット可能です。

■ 保険金額・自己負担額

保険金額	工事用物損害補償特約の保険金額に同じ
自己負担額	工事用物損害補償特約の自己負担額と同額(1事故5万円または10万円)

■ 事故例

- 完成した新築住宅を販売中に、夜間の不審火が原因で、その建物が全焼してしまった。
- 完成した新築住宅を販売中に、住宅が水災で水没した。



事業用動産損害補償特約

貴社が日本国内で所有、使用または管理する常設の施設、作業場および資材置場(工事現場を除きます。)等で保険の対象に生じた不測かつ突発的な事故および対象施設内における被保険者が所有する業務用の通貨等または預貯金証書の盗難による損害を補償します。

※工事用物損害補償特約をセットした場合に、この特約を選択していただけます。

■ 保険の対象

- ①対象構内(対象施設が所在する構内)に収容される被保険者が所有する設備・什器等
- ②業務の目的に従って、対象構内から一時的に持ち出され、使用・管理されている被保険者が所有する設備・什器等(看板、自動販売機を除きます。)
- ③対象構内に収容される被保険者が所有する工事用仮設備
- ④対象構内に収容される工事用材料および工事用仮設材



次に掲げるものは、保険の対象に含みません。

- 保険の対象①のうち、工事用機械器具およびこれらの部品、工具、昇降機設備等の建物付帯設備および立体駐車場
- 保険の対象②のうち、工事用仮設備、工事用仮設備および工事用機械器具ならびにこれらの部品、工具、工事用仮設建物に収容されている什器・備品等、リース契約またはレンタル契約等により他人に貸与されまたは他人の占有管理下にある物
- 保険の対象①、③または④のうち、建物の外に置かれている物
- 航空機、船舶もしくは水上運搬用具または機関車、自動車その他車両
- 稿本、設計書、図案、証書、帳簿、有価証券、印紙、切手等

など



自社の倉庫で保管していた資材が火災により焼失してしまった。



常設の倉庫内に保管していた資材が盗難にあった。

■ お支払いする保険金の種類・保険金額・自己負担額

保険金の種類	保険金額	自己負担額
損害保険金	1事故・保険期間中につき1,000万円、2,000万円、3,000万円限度から選択 ※貴金属等は、1事故かつ1個・1組につき30万円限度	工事用物損害補償特約の自己負担額と同額(1事故5万円または10万円)
通貨等盗難損害保険金	業務用通貨の盗難：1対象構内・1事故につき30万円限度 業務用預貯金証書の盗難：1対象構内・1事故につき300万円限度	なし
残存物取片づけ費用	損害保険金の6%限度	なし
臨時費用	損害保険金の20%(ただし、1事故100万円限度)	なし
修理付帯費用	1対象構内・1事故につき100万円限度	なし
水害費用	保険金額または保険価額(保険の対象の時価額)のいずれか低い額の5%	なし



保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失または法令違反
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 台風・暴風雨・豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災(水害費用保険金については、この規定を適用しません。)
- 保険の対象の欠陥によって生じた損害
- 保険の対象の自然の消耗、劣化または蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、ねずみ食い・虫食い等によって生じた損害

など

※工事用仮設備・機械器具補償特約、メンテナンス期間中補償特約および建売住宅等の保険責任終期特約は、工事用物損害補償特約をセットした場合に選択していただけます。
※工事用仮設備・機械器具補償特約、メンテナンス期間中補償特約では、特約の規定に反しない限り、工事用物損害補償特約の「保険金をお支払いできない主な場合」が適用されます。
※工事用仮設備・機械器具補償特約、メンテナンス期間中補償特約および建売住宅等の保険責任終期特約でお支払いする保険金の種類は、特別費用を除き工事用物損害補償特約でお支払いする保険金の種類と同じです。詳細は24ページをご確認ください。

オプション特約(サイバーリスクの補償)

個人情報漏洩補償特約

貴社が日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理する個人情報の漏洩が発覚した場合※に、貴社が負担する危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用に対して、保険金をお支払いします。また、個人情報を漏洩したことにより、被保険者が損害賠償請求された場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※個人情報漏洩のおそれが発覚した場合を含みます。ただし、そのおそれがあることを弊社が承認した場合に限ります。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中につき1,000万円、3,000万円、5,000万円から選択 ※危機管理コンサルティング費用は500万円限度、危機管理実行費用はこの特約の支払限度額の10%限度 危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用の支払限度額は、この特約の支払限度額に含まれます。
自己負担額	1事故10万円 ※危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用は、自己負担額はありません。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 身体障害または財物の損壊、紛失もしくは盗取・詐取(財物の紛失または盗取・詐取に起因した個人情報漏洩は補償の対象)
- 日本国外でなされた損害賠償請求
- 株主代表訴訟により負担する賠償責任

■ 事故例

リモート勤務の増加により受信メールの件数が大幅に増加。
慣れない自宅という環境下、大量の顧客情報を添付したメールを複数の取引先に誤って送信してしまった。



など

サイバー攻撃を受けた段階で必要とされるデジタル・フォレンジック費用の補償から始まる4つのステップでトータルに企業をサポートします!

サイバー
攻撃発覚

情報漏洩が
発覚する前

オプション サイバー攻撃対応費用補償特約の補償範囲

Step0:サイバー攻撃対応(費用補償)

サイバー攻撃を受けた場合、セキュリティの専門家による初期対応が重要です。
セキュリティ・コンサルティング会社をご案内し、デジタル・フォレンジックなど初期対応を支援、
要した費用を補償します。

個人情報漏洩
が発覚

情報漏洩が
発覚した後

基本補償 個人情報漏洩補償特約の補償範囲

Step1:危機管理コンサルティング費用補償

漏洩事故が起こった場合、初期対応が重要です。
漏洩発覚時には、初期対応を効果的に行うためにコンサルティングサービスを利用するにあたり、
発覚後180日以内に要した費用を補償します。危機管理コンサルティングの目的は、事故後に
関係者に対して迅速かつ的確に初期対応を行うためのアドバイスを提供することで、企業イ
メージを含めた貴社の損失を最小化することです。
(注)危機管理コンサルティングは、弊社が承認する危機管理コンサルティング機関が行います。

届出・報告

Step2:危機管理実行費用補償

事故後の対応には高額な費用が発生します。
危機管理コンサルティングに基づいて漏洩発覚後に関係者への対応を実行するために、発覚後
180日以内に要した費用を補償します。
「発動の要件」●公的機関(官公庁・警察など)への文書による届出または報告
●マスコミ・インターネット等の媒体による報道

賠償請求

Step3:賠償金・争訟対応費用補償

損害賠償金や弁護士費用など十分な備えが必要です。
被害者から慰謝料などを損害賠償請求された場合、または委託元から損害賠償請求(求償)され
た場合に、損害賠償金および争訟対応費用(弁護士費用など)を補償します。

解決へ

サイバー攻撃対応費用補償特約

貴社が日本国内で遂行する仕事のために所有または使用するコンピュータシステムに対してなされた不正アクセス、標的型メール攻撃(悪性コードの送付)、DoS攻撃などのセキュリティ事故により、サイバー攻撃対応コンサルティング(被害状況の把握、証拠の保全・調査、被害拡大防止の初期対応)およびセキュリティ対策コンサルティング(セキュリティ事故の再発防止の助言)^(注1)に要した費用^(注2)に対して、保険金をお支払いします。

(注1)サイバー攻撃対応コンサルティングおよびセキュリティ対策コンサルティングは、弊社が承認するセキュリティコンサルティング機関が行います。
(注2)セキュリティ事故が最初に発覚した日からその日を含めて30日以内にサイバー攻撃対応コンサルティングが発注されることを条件とし、かつ、当該サイバー攻撃対応コンサルティングに着手した日からその日を含めて90日以内に発生したサイバー攻撃対応費用に限ります。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中につき1,000万円 ※個人情報漏洩補償特約の支払限度額に含まれます。
-------	---

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 財物の損壊
- 保険期間の開始日前に発覚したセキュリティ事故



ホームページが不正アクセスされていると取引先から通報を受け、パソコンの解析を行ったところ高額の費用が発生した。

セキュリティ賠償責任補償特約

貴社が日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理するコンピュータシステムに対してなされた不正アクセス、標的型メール攻撃(悪性コードの送付)、DoS攻撃などのセキュリティ事故により、被保険者が損害賠償請求された場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

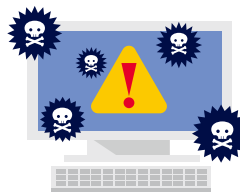
(注)この特約はサイバー攻撃対応費用補償特約をセットした場合に選択していただけます。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	個人情報漏洩補償特約と同額 ※個人情報漏洩補償特約の支払限度額に含まれます。
自己負担額	1請求10万円

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 身体障害または財物の損壊、紛失もしくは盗取・詐取
- 遡及日の前日以前に発生したセキュリティ事故
- 日本国外でなされた損害賠償請求
- 株主代表訴訟により負担する賠償責任



標的型メール攻撃を受け、貴社を踏み台にして元請けの企業情報が漏洩してしまい、損害賠償請求を受けた。

企業情報漏洩賠償責任補償特約

貴社が日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理する取引先の企業秘密等の企業情報を漏洩したことにより、被保険者が損害賠償請求された場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	個人情報漏洩補償特約と同額 ※個人情報漏洩補償特約の支払限度額に含まれます。
自己負担額	1事故10万円

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 身体障害または財物の損壊、紛失もしくは盗取・詐取(財物の紛失または盗取・詐取に起因した企業情報漏洩は補償の対象)
- 日本国外でなされた損害賠償請求
- 株主代表訴訟により負担する賠償責任



取引先の発注書や設計書などの企業情報を漏洩してしまい、損害賠償請求を受けた。

※サイバー攻撃対応費用補償特約および企業情報漏洩賠償責任補償特約は、個人情報漏洩補償特約をセットした場合に選択していただけます。また、セキュリティ賠償責任補償特約は、サイバー攻撃対応費用補償特約をセットした場合に選択していただけます。

ご契約の方法

ご契約条件の設定、保険料の算出について

1 保険の対象となる施設、業務、生産物を確認します。

国内賠償では、原則として、日本国内における貴社のすべての施設、業務(仕事)、製品・商品(生産物)、仕事の結果による賠償リスクを対象とします。なお、建設業のみ補償(建設業以外の兼業業務は補償対象外)にすることもできます(注1)(注2)。

また、オプション特約をセットすることにより、補償の対象を拡大することができます。

(注1)JV工事に関連するお引受けについては、個別にご照会ください。

(注2)「サイバーリスクの補償」では、貴社におけるすべての業務(仕事)を対象とする場合のみセットできます。

2 基本となる補償およびオプション特約を選択します。

この保険では、基本となる補償に、ご希望に応じてオプション特約をセットしてご契約いただけます。

具体的なお引受けについては、取扱代理店・扱者または弊社にご相談ください。

3 支払限度額(保険金額)・自己負担額(免責金額)を設定します。

基本となる補償について、支払限度額(保険金額)および自己負担額(免責金額)を設定します。

一部のオプション特約については、所定の支払限度額(保険金額)および自己負担額(免責金額)が適用されますのでご確認ください。

4 保険料の算出を行います。

貴社の「業務内容」および「直近の会計年度(1年間)の税込売上高」に基づき保険料を算出します。

保険料の算出にあたっては、売上高を確認できる次のいずれかの書類をご用意ください。

- 法人の場合:直近の会計年度(1年間)の損益計算書、法人事業概況説明書、有価証券報告書
- 個人事業主の場合:青色申告決算書(青色申告の場合)、収支内訳書(白色申告の場合)、税務申告書類

なお、上記の算出基礎に基づき算出した保険料は確定保険料となりますので、保険期間終了時の保険料の精算は不要となります。

※ただし、一部のオプション特約をセットした場合はこの限りではありません。

事業賠償・費用総合保険ALL STARSでは、国内賠償、海外賠償、生産物品質補償を始めとした様々な業種向けの補償をご用意しています。このパンフレットでは建設業向けの国内賠償についてご説明しています。海外賠償や生産物品質補償については、総合パンフレットをご覧ください。

ご契約の条件等

ご注意くださいこと

1 適用される支払限度額(保険金額)・自己負担額(免責金額)

基本となる補償に適用される支払限度額・自己負担額は、以下のとおりとなります。業務遂行・施設リスクおよび生産物・完成作業リスクの支払限度額は同額で設定します。なお、お支払いする保険金の種類によって、別途設定されるものがあります。

補償	支払限度額(保険金額)	自己負担額(免責金額)(1事故)
業務遂行・施設リスク	ご契約時に設定いただく業務遂行・施設リスクの支払限度額(1事故・保険期間中)を適用	ご契約時に設定いただく業務遂行・施設リスクの自己負担額を適用
生産物・完成作業リスク	ご契約時に設定いただく生産物・完成作業リスクの支払限度額(1事故・保険期間中)を適用	ご契約時に設定いただく生産物・完成作業リスクの自己負担額を適用
人格権・宣伝侵害リスク	ご契約時に設定いただく業務遂行・施設リスクの支払限度額(1事故・保険期間中)を適用	ご契約時に設定いただく業務遂行・施設リスクの自己負担額を適用

この補償では、業務遂行・施設リスク、生産物・完成作業リスクの支払限度額と同額で「総支払限度額」を設定します。この補償でお支払いする保険金の総額は、保険期間を通じて、すべてのリスクに対する支払保険金を合算して総支払限度額を限度とします。ただし、次のオプション特約でお支払いする保険金に対しては、総支払限度額を適用しません。

- 使用者賠償責任補償特約
- 個人情報漏洩補償特約とこの特約にセットする特約
- 工事用物損害補償特約とこの特約にセットする特約
- 事業用動産損害補償特約

2 被保険者の範囲

補償リスク・自動セット補償・特約	記名被保険者(貴社)	記名被保険者の下請負人	記名被保険者の発注者
業務遂行・施設リスク 生産物・完成作業リスク 人格権・宣伝侵害リスク	○(役員・従業員を含む)	○(役員・従業員を含む)	○
工事遅延損害補償/拡張特約	○	—	—
作業対象物損壊補償	○(役員・従業員を含む)	○(役員・従業員を含む)	○
受託物損害補償	○(役員・従業員を含む)	○(役員・従業員を含む)	○
日本国外での保険事故一部補償※1	○(役員・従業員を含む)	○(役員・従業員を含む)	○
対物超過復旧費用補償/増額特約	○(役員・従業員を含む)	○(役員・従業員を含む)	○
重複保険不適用特約	○(役員・従業員を含む)	○(役員・従業員を含む)	○
地盤崩壊危険補償特約	○(役員・従業員を含む)	○(役員・従業員を含む)	○
塗料等飛散危険サブリミット特約	○(役員・従業員を含む)	○(役員・従業員を含む)	○
生産物・仕事の目的物損壊補償特約	○(役員・従業員を含む)	○(役員・従業員を含む)	○
電子情報損壊補償特約	○(役員・従業員を含む)	○(役員・従業員を含む)	○
シリンダー交換費用補償特約	○(役員・従業員を含む)	○(役員・従業員を含む)	○※2
災害時応援協定等に関する特約(B)-個別企業用※3	○(役員・従業員を含む)	○(役員・従業員を含む)	○
アスベスト飛散事故補償特約	○(役員・従業員を含む)	○(役員・従業員を含む)	○
使用者賠償責任補償特約	○(役員・従業員を含む)※4	—	—
個人被保険者用特約	業務遂行・施設リスクについて、記名被保険者のボランティアを被保険者に追加します。		
ブランドイメージ回復費用補償特約	○	—	—
専門家相談費用等補償特約	○	—	—
被害事故対応費用補償特約	○	—	—
工事用物損害補償特約※5	○	○	—※5
復旧費等に関する変更特約※5※6	○	○※6	—※5
工事用仮設備・機械器具補償特約※5	○	—※5	—※5
メンテナンス期間中補償特約※5	○	○	—※5
建売住宅等の保険責任終期特約	○	—	—
事業用動産損害補償特約※7	○	—	—
サイバーリスクの補償	○(役員・従業員を含む)	—	—

※1 一時的に国外で行う商談等の営業業務の遂行によって生じた損害については、記名被保険者(役員・従業員を含む)が行うものに限ります。
※2 請負業務等以外の仕事において、記名被保険者と締結された請負契約または準委任契約に基づく記名被保険者に対する業務の注文者または委任者をいいます。

※3 災害時応援協定等に関する特約(B)-個別企業用(12ページ)の①から③までに掲げる工事その他作業または業務に係る協定、協約等を締結した記名被保険者の加盟する団体(役員および従業員を含みます。)を被保険者に追加します。

※4 派遣労働者および保険の約款に定める常勤の定義に該当しないパート・アルバイトは除きます。

※5 工事用物損害補償特約、復旧費等に関する変更特約、工事用仮設備・機械器具補償特約およびメンテナンス期間中補償特約において、保険の対象の所有者が記名被保険者と異なる場合は、保険の対象に対して正当な権利を有する者を含みます。

※6 この特約で規定を読み替える「工事用物損害補償特約」または「工事用仮設備・機械器具補償特約」の被保険者に準じます。

※7 事業用動産損害補償特約において、保険の対象がリース・レンタル品の場合または工事用資材・部品等で所有者が記名被保険者と異なる場合は、保険の対象に対して正当な権利を有する者を含みます。

ご契約の条件等 ご注意いただくこと

3 お支払いする保険金

(1)賠償責任にかかる補償(基本となる補償およびオプション特約)

国内賠償でお支払いする保険金は、以下のとおりとなります。なお、オプション特約によっては、お支払いする保険金の種類が異なる場合があります。

	保険金の種類	概要
事故発生初期に生じる費用	損害防止費用	事故による損害の発生および拡大の防止を目的とした応急措置のための必要または有益な費用
	求償権保全費用	他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合におけるその権利の保全または行使のための必要または有益な費用
	原因調査費用 (1事故100万円限度)	対人・対物事故が発生した場合または発生が切迫している場合における事故原因の調査・確認のための必要かつ有益な費用
	緊急措置費用	事故による損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合における応急手当、護送、治療等の被害者に対する緊急で必要な措置に要した費用
	緊急対応費用 (1事故300万円限度)	事故の対応のための被害者・法定相続人等の現地訪問費用や通信費用、交渉等のための事務所等賃借費用、被害者の捜索費用などの費用
	被害者への見舞費用 (被害者1名 ^(注) 10万円限度・1事故300万円限度)	事故が発生した場合において、被害者に届けた見舞金、見舞品または被害者の遺族に届けた香典、花、弔電等の費用その他社会通念上妥当な費用 (注)被害者が法人の場合は、1法人につきとします。
	被害者治療等費用 (被害者1名50万円限度・1事故300万円限度)	仕事の遂行または施設に起因して身体の障害が発生した被害者の治療費用や葬儀費用など(身体の障害が発生した日からその日を含めて1年以内に生じた費用に限ります。)
	派遣先対物損害費用 (1事故50万円限度)	派遣先業務の遂行により派遣先が所有、使用または管理する財物の損壊が発生した場合における損壊した財物の修理または交換のために要する費用
	対物超過復旧費用 (被害者1名 ^(注) 30万円限度・1事故300万円限度)	他人の財物の損壊が発生した場合のその財物の修理費用(財物を再取得するための費用を上限とします。)のうち、その財物の時価額を超える費用。ただし、損害賠償請求権者が損壊した財物を修理または再取得したことを弊社が確認できる場合に限ります。 (注)被害者が法人である場合は、1法人とします。
	汚染浄化費用 (1事故・保険期間中1,000万円限度)	不測かつ突発的に環境汚染が発生した場合において、必要または有益な汚染物質の処理に要する費用(対人・対物事故または財物の損壊を伴わない使用不能等が発生したまたは発生が切迫している場合に限ります。)



	保険金の種類	概要
訴訟等により生じる費用	争訟対応費用	損害賠償責任に関する訴訟、仲裁、調停、和解等に対応するために要する弁護士報酬、訴訟費用、裁判所に提出する文書および意見書・鑑定書の作成費用、事故再現実験費用、従業員の超過勤務手当などの社会通念上妥当な費用。ただし、弁護士報酬等を除き、裁判所の関与しない和解に対応するための費用を除きます。
	協力費用	弊社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用



	保険金の種類	概要
損害賠償金	損害賠償金	被害者(損害賠償請求権者)に対して支払う損害賠償金

※支出にあたり、事前に弊社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。

(2)物損害の補償

工事用物損害補償特約およびこの特約にセットする特約でお支払いする保険金は、以下のとおりとなります。

保険金の種類	概要
損害保険金	復旧費(損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために直接要する再築、再取得、修理の費用)、損害防止費用(損害の発生・拡大防止のために支出した必要かつ有益な費用)および特別費用(保険の対象の復旧に必要な残業・休日勤務・夜勤勤務による割増賃金および急行貨物割増運賃)の合計額
残存物取片づけ費用	損害保険金が支払われる場合において、事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(解体費用、取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用のうち、損害保険金に含まれないもの)
臨時費用	損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用

※支出にあたり、事前に弊社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。
※損害保険金のうち特別費用は、工事用物損害補償特約のみ、お支払いの対象となります。

事業用動産損害補償特約でお支払いする保険金は、以下のとおりとなります。

保険金の種類	概要
損害保険金	保険の対象の損傷を修理することができる場合においては、修理費(保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用)と損害防止費用(事故による損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用)の合計額を損害額として支払う保険金。損害額は保険価額(損害の生じた地および時における損害の生じた保険の対象の価額)によって定めます。
通貨等盗難損害保険金	対象施設内における被保険者が所有する業務用の通貨または預貯金証書の盗難により被る損害に対して支払う保険金をいい、公示催告手続費用を含みます。
残存物取片づけ費用	損害保険金が支払われる場合において、事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用(取壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用)
臨時費用	損害保険金が支払われる場合において、その事故によって保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用
修理付帯費用	損害保険金が支払われる場合において、その保険の対象の復旧にあたり発生する原因・損害範囲の調査、設備等の点検・調整、仮修理、代替品の賃借、代替仮設物の設置・撤去、残業・休日勤務・深夜勤務による割増賃金等の必要かつ有益な費用
水害費用	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・高潮・土砂崩れ等の水災により、対象建物等が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である設備・什器等に損害が生じた場合の臨時に生じる費用

※支出にあたり、事前に弊社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。

ご契約の条件等 ご注意いただくこと

(3) サイバーリスクの補償

保険金の種類※1	概要
損害賠償金	被害者（損害賠償請求権者）に対して支払う損害賠償金
争訟対応費用	損害賠償責任に関する訴訟、仲裁、調停、和解等に対応するために要する弁護士報酬、訴訟費用、裁判所に提出する文書および意見書・鑑定書の作成費用、事故再現実験費用、従業員の超過勤務手当などの社会通念上妥当な費用。ただし、弁護士報酬等を除き、裁判所の関与しない和解に対応するための費用を除きます。
危機管理コンサルティング費用※2	危機管理コンサルティング機関が個人情報漏洩（またはそのおそれ）による悪影響を管理および最小化するために、日本国内において被保険者に提供する危機管理サービスに関して生じた費用※3
危機管理実行費用※2	危機管理コンサルティング機関が日本国内において被保険者に提供する危機管理サービスの直接の結果として、被保険者が個人情報漏洩（またはそのおそれ）の悪影響を管理および最小化する目的で日本国内において負担した次の費用※3※4 ①弁護士から助言を受けたことに対する報酬（定期報酬などを除きます） ②個人情報漏洩の原因を調査するための費用 ③被保険者の従業員の法定外残業、休日出勤等により生じた超過人件費、臨時に生じた通勤交通費または超過勤務に伴う宿泊費 ④電話回線の増設費用、無料通話電話の使用料もしくは通話料または通信業務をコールセンター会社に委託する費用 ⑤お詫び状の作成費用および送付費用 ⑥見舞金・見舞品費用 ⑦見舞金・見舞品の送付費用 ⑧新聞に謝罪広告を掲載する費用 ⑨記者会見の開催に要する費用
サイバー攻撃対応費用※5	サイバー攻撃対応コンサルティングおよびセキュリティ対策コンサルティングに対して被保険者が支払う報酬※6

※支出にあたり、事前に弊社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。
※1 求償権保全費用および協力費用もお支払いの対象です。23ページをご確認ください。
ただし、サイバー攻撃対応費用補償特約では、サイバー攻撃対応費用のみがお支払いの対象となります。
※2 危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用は、個人情報漏洩（またはそのおそれ）が発覚した場合にお支払いの対象となります。ただし、危機管理実行費用は、①公的機関に文書により届出・報告したか、②新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット等により報道された場合に限りです。
※3 個人情報漏洩（またはそのおそれ）が発覚した日からその日を含めて180日以内に生じた費用で、弊社が妥当かつ必要と認めたものをいいます。
※4 日本国外で行われた危機管理業務に対して支払う報酬、費用等を除きます。
※5 サイバー攻撃対応費用補償特約がセットされた場合のみ、お支払いの対象となります。
※6 弊社が妥当かつ必要であると認めたものをいいます。

4 補償適用地域

日本
※日本国外での保険事故一部補償については、日本を除く全世界とします。
※サイバーリスクの補償の特約については、19、20、25ページをご確認ください。

5 保険金をお支払いできない主な場合（基本補償）

- 保険契約者または被保険者の故意
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）等の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- ペルフルオロアルキルおよびポリフルオロアルキル化合物（PFAS）に起因する損害

など

6 事故が発生した場合

保険金お支払いまでの流れ

事故のご連絡をいただいてから、保険金をお支払いするまでの一般的な流れは次のとおりです。



企業向け賠償責任保険（国内リスク） 解決援助サービス



「解決援助サービス」とは
万が一の事故が発生し、お客さまからご希望があり、被害者にご了解いただける場合に、できる限りスムーズに紛争が解決できるよう、お客さまをサポートさせていただくものです。
保険金をお支払いするだけでなく、保険会社として行うべき保険金に関する業務として損害調査や保険金の額および根拠の説明、事務作業のサポートを行います。（事案の内容と性質に鑑みて、サービスをご提供できない場合もあります。）

詳細はこちらをご参照ください



用語のご説明

このパンフレットで使用される用語のご説明は、以下のとおりとなります。

い	石綿除去等費用	石綿除去作業等のために必要または有益であった費用をいいます。ただし、特定粉じん排出等作業が行われた工事場から50メートル以内の区域にあった財物に対してなされた作業等に要した費用に限り、約款に定められた支払限度額を限度とします。
	石綿損害拡大防止費用	石綿が飛散する範囲を抑制するため、または石綿の気中濃度を減少させることを目的として、石綿の飛散を発生させた原因に対して行う応急措置のために被保険者が支出した必要または有益であった費用 ^(注1) をいいます。 (注1) 有益であった費用とは、応急措置を実施していなければ生じた、または増加したであろう損害の額 ^(注2) を超えずになされた応急措置の費用をいいます。 (注2) この特約で支払対象となる損害の額とします。
	石綿損害見舞費用	被保険者が弊社の同意を得て被害者に届けた見舞金または見舞品として支出した費用をいいます。ただし、次のいずれにも該当する費用に限りです。 ア. 社会通念上その額および用途が妥当なものであること。 イ. 特定粉じん排出等作業が行われた工事場から50メートル以内の区域で事業を行う、または居住する者に対して届けたものであること。
	1事故※	発生時間、発生場所または被害者もしくは損害賠償請求の数を問わず、同一の原因または事由から発生した一連の保険事故をいいます。
	一時受託自動車	受託物のうち、施設でのサービスの提供を受ける目的で来場する顧客の自動車 ^(注1) で、被保険者が保管 ^(注2) するものをいいます。なお、自動車には付属品 ^(注3) を含みます。 (注1) 自動車の修理、部品の取付け・交換、点検、検査、清掃、洗浄等の作業をしてもらうことを主たる目的として来場する顧客の自動車を除きます。 (注2) 保管場所へのまたは保管場所からの移動のために運行している場合において、合理的な経路を逸脱している間を除きます。 (注3) 自動車に定着 ^(注4) または装備 ^(注5) されている物をいいます。ただし、次に掲げる物を除きます。 ア. 燃料、ボディーカバーおよび洗車用品 イ. 法令により、自動車に定着 ^(注4) または装備 ^(注5) することを禁止されている物 ウ. 通常装飾品とみなされる物 エ. 積載物 (注4) ボルト、ナット、ねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。 (注5) 自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態をいいます。
う	請負業務等※	仕事のうち、請負契約または準委任契約に基づいて行う次に掲げる業務をいいます。ただし、請負先の業務の一部を代行する業務に限りです。 ア. 総務・経理・人事、研修、採用、データ入力等の事務に関する業務 イ. コールセンター、ヘルプデスクに関する業務 ウ. 販売管理、レジ等の販売に関する業務 エ. 組立・加工、生産・品質管理、梱包・仕分・検品等の製造に関する業務 オ. 保管、入出荷管理、仕分、フォークリフト操作業務等の倉庫における業務。ただし、倉庫外への配送業務を除きます。 カ. ア. からオ. までに該当しないその他の業務 ^(注) (注) 主として請負先の事業所において、請負契約または準委任契約に基づいて行う業務をいいます。ただし、必要に応じてその都度交わされる請負契約または準委任契約に基づいて行う業務ならびに建設工事、警備業務およびビルメンテナンス業務を除きます。
	請負先※	請負業務等において、記名被保険者と締結された請負契約または準委任契約に基づく記名被保険者に対する業務の注文者または委任者 ^(注1) ^(注2) をいいます。 (注1) 数次の請負または準委任の場合は、記名被保険者に対する直近上位の注文者または委任者とし、これらの者より上位の注文者または委任者を含みません。 (注2) 注文者または委任者が、国、地方公共団体もしくはこれらの機関またはこれらに準ずる法人である場合は、発注または委任に関する業務を担当する者を含みます。
か	回収措置	保険事故が発生した場合またはそのおそれがある場合において、保険事故による損害の拡大または保険事故の発生を防止するために行われる、欠陥がある、またはその疑いがある生産物または仕事の結果の回収、検査、修理、交換、調整、取外し、廃棄またはその他の適切な措置をいいます。
き	記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載された者をいいます。
け	現金・貴重品	貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、徽章、稿本、設計書その他これらに類する財物をいいます。
	建設工事※	仕事のうち、建設業法第2条(定義)第1項に規定する土木建築に関する工事をいいます。
	建設用工作車	次の作業を行うことを主たる用途または機能とする自動車または車両をいいます。 ア. 建設工事等の作業 イ. 建設工事等に付随して作業者または周囲の者等の安全、健康を確保する作業 ウ. 建設資材または廃棄物等を運搬する作業。ただし、ダンプカーまたはコンクリートミキサー車に限りです。
こ	工事場	被保険者が建設工事を行っている場所で、かつ、不特定多数の人、自動車、車両、船舶、航空機等の出入りが制限されている場所をいいます ^(注1) ^(注3) 。 (注1) 被保険者が建設工事の遂行のために所有、使用または管理する仮設施設 ^(注2) が所在する場所を含みます。 (注2) 臨時に設置される現場事務所、宿舍、倉庫、資材置場等をいいます。なお、恒久的な建物を現場事務所、宿舍、倉庫、資材置場等として使用する場合のこれらの建物については、仮設施設とみなしません。 (注3) 派遣・請負先事業所を除きます。
	工事遅延	工事遅延原因事故 ^(注1) に起因する履行遅滞 ^(注2) をいい、工事遅延原因事故 ^(注1) が発生した時に生じたものとみなします。 (注1) 補償適用地域内に所在する工事場内において行われる建設工事に起因して発生した他人の身体の障害または財物の損壊をいいます。 (注2) 約定履行日までに建設工事の完成引渡しができない状態をいいます。

※特約によって別途定義されるものがあります。

ご契約の条件等

ご注意ください

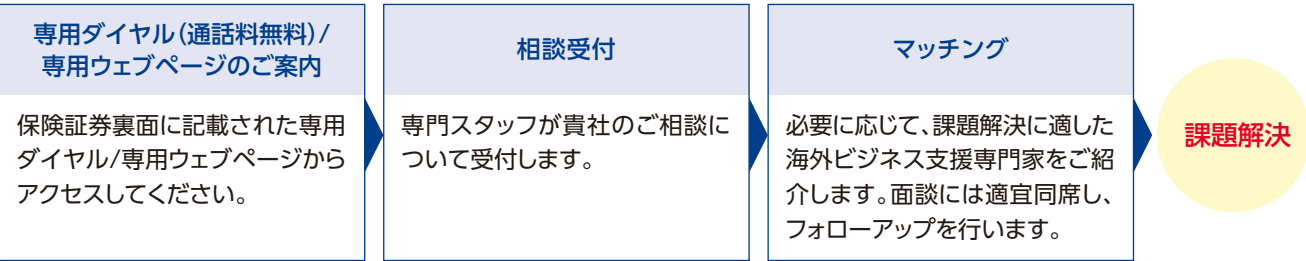


弊社では、事業賠償・費用総合保険をご契約^{*}いただいた企業の皆様に、AIGの海外進出コンシェルジュサービスをご提供します。
海外進出に向けた情報収集や、ビジネス展開におけるパートナー企業の選定などに、お役立ていただけます。
(※サービスの適用については、弊社が指定する、一定の補償条件を満たしたご契約に限りです。)

サービスの概要

- 専用ダイヤル/専用ウェブページから、海外進出や海外でのビジネス展開に関する貴社の課題について、海外ビジネス支援プラットフォーム(Digima〜出島〜)の専門スタッフがお答えします。
- 課題解決に適した海外ビジネス支援専門家とのマッチング(紹介)を行い、解決に向けてナビゲートやフォローアップを行います。
- 海外ビジネスの成功事例や現地情報などの海外ビジネスに関する情報をご提供します。

サービスのご利用方法



[注1] このサービスは、弊社の委託先である株式会社Resorzがご提供します。株式会社Resorzが本サービスのご提供にあたり取得した情報は、貴社に開示することができませんので、あらかじめご了承ください。
[注2] 本サービスは、今後予告無く中止または変更することがあります。あらかじめご了承ください。

こ	構内専用車	公道以外で使用する目的で設計され、人荷を輸送することを主たる用途または機能とする自動車または車両をいいます。
	財物	有体物をいい、電気、熱、プログラム、ソフトウェア、データ等の無体物、漁業権および特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権等を含みません。
	財物の損壊を伴わない使用不能	他人の財物 ^(注1) の損壊を発生させることなく、一部であると全部であるとを問わず、他人が使用不能 ^(注2) による損害 ^(注3) を被ったことをいいます。ただし、生産物・完成作業リスクに起因して生じた損害については、生産物または仕事の結果自体に損壊 ^(注4) が発生した場合に限ります。 (注1) 生産物または仕事の結果自体を除きます。 (注2) 財物が通常有している機能、用途または利用価値が阻害された状態にあることをいいます。 (注3) 逸失利益または事業の中断による損害に限ります。 (注4) 欠陥がある、または本来の用途に適さない生産物が他の財物に混入、組込みまたは装着されたことによって、その財物の経済的価値が客観的に減少した場合を含みません。
	作業現場	被保険者が建設工事以外の仕事を行っている場所をいいます ^(注1) ^(注3) 。 (注1) 被保険者が建設工事以外の仕事の遂行のために所有、使用または管理する仮設施設 ^(注2) が所在する場所を含みます。 (注2) 臨時に設置される現場事務所、宿舍、倉庫、資材置場等をいいます。なお、恒久的な建物を現場事務所、宿舍、倉庫、資材置場等として使用する場合のこれらの建物については、仮設施設とみなしません。 (注3) 次に掲げる場所を除きます。 ア. 派遣・請負先事業所 イ. 記名被保険者または記名被保険者と締結された請負契約もしくは準委任契約に基づき仕事を遂行する者 ^(注4) の常設の事業所 (注4) 数次の請負または準委任の場合は、記名被保険者との間の契約の有無にかかわらず、仕事を遂行する者としします。
さ	作業対象物	工事場内または作業現場内における被保険者の仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分 ^(注1) ^(注2) をいいます。 (注1) 他人が所有するものに限ります。 (注2) 警備対象物、ビルメンテナンス対象物および派遣・請負先管理財物を除きます。
	事業用作業車	被保険者が仕事のために使用する次に掲げる自動車または車両をいいます。ただし、自動二輪車および原動機付自転車を除きます。 ア. 特種用途自動車 ^(注1) 、大型特殊自動車 ^(注2) および小型特殊自動車 ^(注3) イ. ダンプカーおよびユニック車 ^(注4) ウ. ナンバープレート ^(注5) の交付を受けていない自動車 エ. 建設工事等の作業で使用することを主たる用途または機能とする車両 (注1) 道路運送車両法に規定する自動車登録番号標または車両番号標が取り付けられた自動車で、その分類番号が8で始まる自動車をいいます。 (注2) 道路運送車両法に規定する自動車登録番号標が取り付けられた自動車で、その分類番号が9または0で始まる自動車をいいます。 (注3) 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車（コンバイン）、田植機、フォークリフト等の道路運送車両法に規定する小型特殊自動車をいいます。 (注4) クレーンを装備したトラックをいいます。 (注5) 道路運送車両法に規定する自動車登録番号標および車両番号標等をいい、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標および臨時運転番号標を含みます。
	施設※	記名被保険者が所有、使用もしくは管理する不動産および動産または記名被保険者の仕事のために記名被保険者以外の被保険者が所有、使用もしくは管理する不動産および動産をいいます ^(注1) ^(注2) 。 (注1) 記名被保険者が所有または借用する社員寮、研修所、保養所等の不動産および動産を含みます。 (注2) 次に掲げる不動産および動産を除きます。 ア. 記名被保険者が住居として使用する建物およびそれに収容される動産。なお、住宅と非住宅部分が同一の建物にある場合は、住宅として使用される区画とします。 イ. 記名被保険者と締結された請負契約または準委任契約に基づき仕事を遂行する者 ^(注3) の常設の事業所における不動産および動産 (注3) 数次の請負または準委任の場合は、記名被保険者との間の契約の有無にかかわらず、仕事を遂行する者としします。
	下請負人※	次に掲げる者をいいます。 ア. 記名被保険者の事業所において、記名被保険者と締結された請負契約または準委任契約に基づき仕事を遂行する者 ^(注1) イ. 記名被保険者が製造、販売、取扱いまたは供給する財物について、記名被保険者と締結された請負契約または準委任契約に基づき配送または運搬を行う者 ^(注2) ウ. 記名被保険者が製造、販売、取扱いまたは供給する財物について、記名被保険者と締結された請負契約または準委任契約に基づき設置、取付け、据付け、保守、調整、修理または交換を行う者 ^(注3) エ. 記名被保険者が行うべき警備業務について、記名被保険者と締結された請負契約または準委任契約に基づきその警備業務を行う者 ^(注4) オ. ア. からエ. までに該当しないその他の仕事について、記名被保険者と締結された請負契約または準委任契約 ^(注5) に基づきその仕事を遂行する者 ^(注3) ^(注6) (注1) 施設の保守、保安、点検、警備、交通誘導、消防、清掃その他これらに類似の業務または新築、改築、改造、修理、取壊しその他の工事に従事中の者を除きます。 (注2) 必要に応じてその都度交わされる請負契約または準委任契約に基づき配送または運搬を行う者を除きます。 (注3) 数次の請負または準委任の場合は、記名被保険者との間の契約の有無にかかわらず、仕事を遂行する者としします。 (注4) 警備業法に基づく認定および業務に応じて道路運送法に基づく免許を受けている者に限ります。 (注5) 記名被保険者が他の者から請け負った、または委任を受けた仕事の全部または一部について締結される請負契約または準委任契約に限ります。 (注6) その請負人または受任者の常設の事業所において、仕事を遂行している者を除きます。
し	車両	次に掲げるものを除く車をいいます。 ア. 自動車 イ. 道路交通法に定める身体障害者用の車等 ^(注) (注) 道路交通法において、これらを通行させている者が歩行者とされる車をいいます。

※特約によって別途定義されるものがあります。

し	従業員※	仕事に従事する者で、被保険者から賃金の支払を受ける者をいい、次に掲げる者を含みます。 ア. 被保険者の指揮命令に基づき仕事を遂行する派遣労働者 ^(注) 、受入れた出向者およびインターン イ. 理美容エステ業務においては、理美容エステ業務の補助者 (注) 労働者派遣法に規定する派遣労働者をいいます。
	受託物	仕事の遂行に伴い、被保険者が借用または保管 ^(注1) する他人の財物 ^(注2) をいいます。なお、被保険者の事業所内における来訪者が所持する財物の損壊、紛失または盗取・詐取について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合には、その財物を受託物とみなします ^(注3) 。 (注1) 現実にはまたは実質的に占有する状態を含みます。 (注2) 警備対象物、ビルメンテナンス対象物および派遣・請負先管理財物を除きます。 (注3) 被保険者が旅館業務を行う事業所内で来訪者が所持する現金・貴重品を除き、被保険者の事業所内で来訪者が所持する現金・貴重品については、受託物とみなしません。
	人格権・宣伝侵害行為	仕事に関して行われた次の権利侵害または不当行為をいいます。 ア. 不当な身体の拘束による他人の自由または名誉の侵害 イ. 口頭、文書、図画による、またはウェブ上の公表もしくは広告宣伝 ^(注1) によって行われる他人のプライバシーの侵害または他人に対する誹謗・中傷 ^(注2) ウ. 広告宣伝 ^(注1) による他人の著作権、標題または標語 ^(注3) の侵害 (注1) 不特定多数の者に対して記名被保険者の業務、商品、役務等の情報を提供することをいいます。 (注2) 他人の商品またはサービスの誹謗・中傷を含みます。 (注3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権等を含みません。
	生産物	仕事に関連して、次に掲げる者が製造、販売、取扱い、供給または処分したすべての物をいいます ^(注1) ^(注2) ^(注4) 。 ア. 記名被保険者 イ. 記名被保険者の代理として、または記名被保険者の委託に基づいて、記名被保険者の名を用いて業務を行う者 ウ. 事業の全部または一部を記名被保険者に売却または譲渡した者 (注1) 労働者派遣事業、派遣先業務および請負業務等においては、派遣先または請負先が製造、販売、取扱い、供給または処分したすべての物をいいます。ただし、記名被保険者、記名被保険者の役員もしくは従業員、下請負人または下請負人の役員もしくは従業員が、派遣先業務または請負業務等の遂行として、その作業の全部または一部を行った場合に限ります。 (注2) 生産物には、その物の適合性、品質、耐久性、性能または効用に関する保証または表示の内容および警告または指示の内容 ^(注3) を含みます。 (注3) 警告または指示を怠った場合を含みます。 (注4) 物の引渡しの際にその物の設置、取付け等の作業を伴う場合は、その作業に係る仕事の結果を含みません。
せ	専門職業務	次に掲げる業務をいいます。 ア. 人または動物に対する診療、治療、看護、疾病の予防、助産、死体の検案等 イ. 医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示等 ウ. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等がその資格に基づいて行う施術 エ. 法令により、建築士、土地家屋調査士、測量士以外の者が行うことを禁じられている専門的な行為 オ. 身体の理容、美容、エステティックその他これらに類似の行為 カ. 所定の資格を有しない者が行うア. からオ. までの掲げる業務
	損壊	滅失 ^(注1) 、破損 ^(注2) または汚損 ^(注3) をいい ^(注4) 、紛失および盗取・詐取を含みません。 (注1) 財物がその財物としての物理的存在を失うことをいいます。 (注2) 財物が物理的、化学的または生物学的な変化により、その財物の経済的価値が客観的に減少することをいいます。 (注3) 財物が汚れることにより、その財物の経済的価値が客観的に減少することをいいます。 (注4) 欠陥がある、または本来の用途に適さない生産物が他の財物に混入、組込みまたは装着されたことによって、その財物の経済的価値が客観的に減少する場合を含みます。
	対人・対物事故	対人事故とは、他人の身体に障害（傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。なお、理美容エステ業務においては、身体に装着されている間の付け毛・かつら等の損壊は、身体の障害とみなします。）を生じさせる事故をいい、対物事故とは、他人の財物に損壊を生じさせる事故をいいます。これらをあわせて、対人・対物事故といいます。
	重複保険契約	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
は	発注者※	請負業務等以外の仕事において、記名被保険者が元請負人となる場合における記名被保険者と締結された請負契約または準委任契約に基づく記名被保険者に対する業務の注文者または委任者 ^(注) をいいます。 (注) 注文者または委任者が、国、地方公共団体もしくはこれらの機関またはこれらに準ずる法人である場合は、発注または委任に関する業務を担当する者を含みます。
	被保険者	記名被保険者およびこの保険契約にセットされた特別約款または特約において被保険者として規定された者をいいます。
	保険期間	保険証券に保険期間として記載された期間をいいます。
	保険事故	この保険契約にセットされた特別約款または特約のそれぞれに保険事故として規定するものをいいます。
も	元請負人	請負契約または準委任契約 ^(注) に基づき注文者または委任者から業務を請け負った、または委任を受けた者をいいます。 (注) 注文者または委任者が他の者から請け負っていない、または委任を受けていない業務について締結される請負契約または準委任契約に限ります。
	役員※	理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいい、執行役員を含みます。
	約定履行日	工事請負契約において約定した履行期日をいいます。ただし、工事遅延原因事故が発生する前に工事請負契約書に定める履行期日が変更された場合は、変更後の履行期日をいいます。
	陸上輸送中	工事の目的をもって、陸上輸送のための輸送用具への積み込みを開始した時から工事現場において荷卸しが完了するまでの間 ^(注) をいいます。 (注) 陸上輸送途上における積替えのための一時保管中を含みます。また、工事現場が複数ある場合におけるその複数工事現場間の輸送のときは、その輸送の目的を問いません。

※特約によって別途定義されるものがあります。